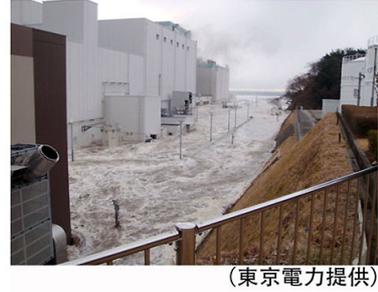


# 福島原発を襲った津波は”想定外”ではなかった

2016-7-19 作成 放射NO!会議in鳩山

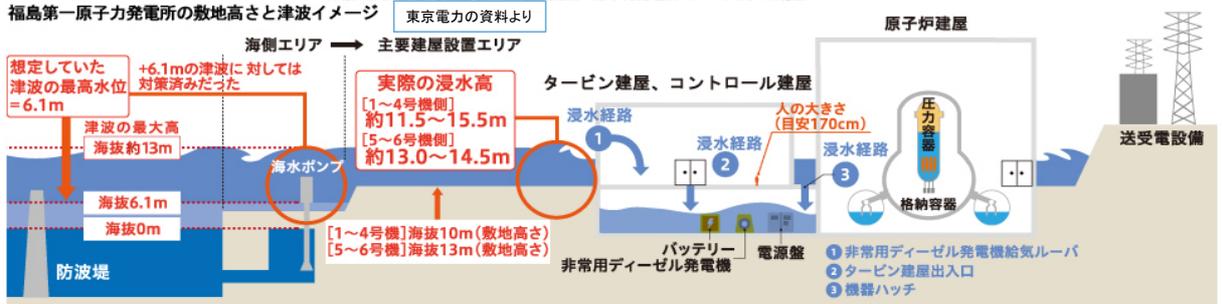
## ”想定外”は責任逃れ？

- 東電は福島原発事故の主な原因は「想定外の巨大津波」の不可抗力で、「原賠法」の無過失責任に該当すると。
- 新証拠から「予測できた人災」が明らかになり、更に、国会事故調の報告書は「何度も事前に対策を立てるチャンスがあったことを鑑みれば人災である」とし、誰も責任を負わずの曖昧さに住民は「これが法治国家か」と憤慨し、福島原発訴訟団を立ち上げ、賠償を求める民事裁判ではなく、責任を問う刑事裁判を求める告訴を起した。



津波による被害を受けた後(全体)の福島第一原子力発電所 2011年3月19日撮影

(東京電力提供)



## 新証拠から明らかになった津波想定経緯 「これらの状況を保安院は一切公開してこなかった」 添田孝史著「原発と大津波 警告を葬った人々」(岩波新書)

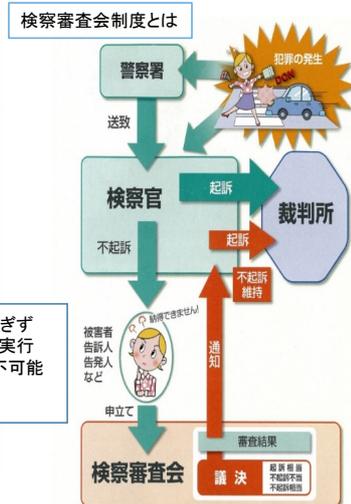
年	月	津波対応にかかる事実	備考
1966	7	東電が福島第1原発1号機原子炉設置許可を申請	1951年から63年までの12年間の津波の最高潮位3.122mを基に設計
1994	3	東電が「原発津波の検討について」を作成	既往最大津波がチリ津波であるとし、想定水位を3.5mとした
1997	7	建設省などが「津波防災対策の手引き」(7省庁手引き)を作成	想定しうる最大規模の試算では福島原発の津波は最大で8.6mと報告
2002	2	土木学会が「原発の津波評価技術」(土木学会手法)を策定	過去最大を超える津波は想定せず、予測に伴う安全率は見込まない。
	7	地震調査研究推進本部が「地震活動の長期評価」発表	福島沖で過去に大地震がなかった所でもM8.2クラスの地震が起きる
2004		保安院と原子力安全基盤機構などで安全情報検討会を開催	「津波対策を立てない」「不作為」を問われる可能性がある」と報告
2006	7	東電が原子力工学国際会議で「マイアミレポート」を報告	今後50年以内に想定を超える津波確率が10%、13m以上が0.1%と算定
	9	「耐震設計審査指針」が改訂し、新耐震指針を制定	「極めてまれではあるが可能性がある津波」からも安全性を確保する
2008	6	東電土木グループが最大15.7mの津波の試算結果を武藤に報告	武藤は10mの防潮堤を指示。後に「評価は土木学会に委ねる」と撤回
	11	東電土木グループが真観型津波で最大9.2mの津波の試算	吉田調書によると、このことは勝俣、武黒らが認識しているとの事
2009	6	東電が「合同WG」で真観型津波・津波に考慮すべきと指摘される	保安院審議官や東電職員の働きかけで先延ばしされる。
	9	東電が真観型津波の試算について、8.9mになると保安院に報告	東電は耐震バックチェック(再見直し)で真観型津波を考慮しないとした
2010	3	保安院の森山が原発安全審査課長らにメールを送る	東電役員は真観型津波を想定すると大規模な対策が必要と認識
2011	3	7日、東電が保安院に最大15.7mの津波試算を得たことを報告	明治三陸型15.7m、延宝房総沖型13.6m、真観型9.2mを報告

土木学会津波評価部会は電力会社の土木技術者が多く地震の専門家ではない。政府事故調の聴取に「電力会社に受け入れられるものにならなくてはならなかった」と

## 東電の責任を問う刑事訴訟の経緯

福島原発訴訟団は、東電福島原発事故で被害を受けた住民ら14,716人で構成し、事故を起こし被害を拡大した責任者たちの刑事裁判を求めて告訴。

告訴(申立)先	東京地検	検察審査会	東京地検	検察審査会
告訴(申立)人	武藤類子ら13,262名	武藤類子ら5,740名	武藤類子ら14名	
被告告訴人	勝俣東電会長ら33名	6名一3名	東電、保安院の課長クラス関係者ら9名	
罪名	業務上過失致死傷、公害罪、爆発物破裂罪		業務上過失致死傷	
2012	6:11	第1次告訴		
	11:15	第2次告訴	勝俣恒久元会長 武黒一郎元副社長 武藤栄元副社長	
2013	9:9	全員を不起訴処分		
	10:16	6名を申し立て		
2014	7:23	3名を起訴相当と議決		
2015	1:13	3名を再度不起訴	東京地検に告訴(2015年告訴)	
	2:22	2度目の審査を開始		
	4:3		不起訴処分	
	7:30		申し立て	
	7:31	「起訴すべき」と議決		
	8:21	指定弁護士3名選任		
2016	2:29	強制起訴	「公判前整理手続き」中	
	4:28			不起訴相当議決



\* 福島原発訴訟団は上記以外に「汚染水流出の公害罪」を刑事告訴したが、福島地検は不起訴、検察審査会も不起訴妥当と。

## 検察と検察審査会の判断の違い (2015年8月1日、朝日新聞より)

	検察の判断	検察審査会の判断
大規模な津波を予測出来たか	東日本大震災は、想定を大きく越えた。東電は15.7mの津波を試算していたが、精度が高いと認識されておらず、予測できなかった。	事故に対し「万が一」にも備えておかなければならない。試算は原発に関わるものとして、絶対に無視できないもので、予測できた。
津波対策は十分だったか	規制当局などから対策を求める指摘はなかった。直ちに対策工事をしても、震災に間に合ったか分からない。	原発の運転停止を含む安全対策をとるべきだったのに、経済合理性を優先させ、何ら効果的な対策をとらなかった。

公判前整理手続きとは  
 ・適正迅速で分かりやすい公判審理(刑事裁判)を実現するために、第1回公判期日前に裁判における事件の争点及び証拠を整理する準備手続きのこと。  
 ・検察官が証拠により証明しようとする事実を提示し、被告人は証明予定事実・主張を提示し、裁判所がこれら両者を整理する。  
 ・非公開で行われる

## 「やっとここまで来た」 起訴議決を受けての武藤類子団長声明

未だに11万人の避難者が自宅に戻ることができないほどの甚大な被害を引き起こした原発事故。その刑事責任を問う裁判が開かれることを怒りと悲しみの中で切望してきた私たち被害者は「ようやくここまで来た」との思いです。(中略) 刑事責任を問うことは同じ悲劇が二度と繰り返されないよう未然に防ぐことや、私たちの声明や健康が脅かされることなく当たり前に暮らす社会を作ることにつながります。その実現にご支援をお願いします。

## むすび

東北電力の副社長であった平井弥之助は三陸地方に被害を与えた貞観大地震に留意し、女川原発は周囲の反対を押し切り高台に建設した。又東海原発では2007年「津波浸水想定」を受けて冷却用海水ポンプを防護し、共に事なきを得た。片や東電は数百億が惜しくて防潮堤を建設しなかった。